「産休・育休用確認書」（一斉受付から三次受付）

※あいキッズへの書類の提出は、期限に余裕をもって、できるだけお早めにお願いいたします。

<1> あいキッズ申込（申請）児童の弟妹が４月１日付で保育園への入所が決定した場合の対応について、以下の項目を確認のうえ、全てにチェックを入れてください。

４月１日時点の弟妹の年齢	No	確認項目	ﾁｪｯｸ欄
１歳未満	1	４/１付で保育園への入所が決定した場合、４月中に育児休業を取得した会社に復職できなければ、利用登録（承認）の取消になる場合があることを承諾しました。 【復職予定日：　　月　　日】	□
１歳以上	2	４/１付で保育園への入所が決定した場合、以下２点の書類を　　月　　日までにあいキッズに提出します　（※原則、利用開始月の月末まで） （1）復職した旨を記載した『申請事項変更届』 （2）復職済みの記載がある『就労証明書』	□

<2> あいキッズ申込（申請）児童の弟妹が４月１日付で保育園への入所が決まらなかった場合の対応について、以下の該当する項目いずれか１つにチェックを入れてください。

４月１日時点の弟妹の年齢	No	確認項目	ﾁｪｯｸ欄
１歳未満	1	４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長しますが、あいキッズの申込（申請）内容に変更はありません。	□
	2	**【きらきらタイムのみ】**４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長します。申請した利用区分に変更が生じるため、３/20（20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに**『利用状況変更申請書（区分変更）』**をあいキッズに提出します。	□
	3	**【さんさんタイムオレンジ】**４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長します。あいキッズの利用要件を満たさなくなる又は利用しないため、**３月末日**までに**『辞退届』**をあいキッズに提出します。 **【きらきらタイム】**４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長します。あいキッズの利用要件を満たさなくなる又は利用しないため、**３月末日**までに**『辞退届』**（区から承認通知書が届いていない場合は**『申請取下届』**）をあいキッズに提出します。	□
１歳以上	4	**【さんさんタイムオレンジ】**４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長します。あいキッズの利用要件を満たさなくなるため、**３月末日**までに**『辞退届』**をあいキッズに提出します。 **【きらきらタイム】**４/１付で保育園への入所が決まらなかった場合、育児休業を延長します。あいキッズの利用要件を満たさなくなるため、**３月末日**までに**『辞退届』**（区から承認通知書が届いていない場合は**『申請取下届』**）をあいキッズに提出します。	□

<3> ４月１日付で保育園に入所申請するお子様（あいキッズ申込（申請）児童の弟妹）の分娩日又は、分娩予定日を記入してください。　　令和　　年　　月　　日

上記事項について、確認しました。

令和　　年　　月　　日

（あいキッズ申込（申請）児童氏名・新学年）　　（　　年）

（保護者氏名）